

特別縁故者に対する 相続財産の分与を巡る問題

—被相続人の療養看護を行った介護施設の特別縁故者該当性

客員弁護士 二本松 利忠

第1 はじめに

被相続人に相続人がいないことが確定した場合、清算後の相続財産は国庫に帰属することになるが(民法959条)、国庫に帰属する前の段階で、被相続人と「特別の縁故」があった者は、家庭裁判所の審判によって、相続財産の全部又は一部の分与を受けることができる(民法958条の3)。これが特別縁故者に対する相続財産分与制度である。

近年、家族の多様化を反映して、被相続人に法定相続人がいないケースが増加しており、相続財産管理人選任事件とともに、特別縁故者への相続財産分与申立事件数も増えている¹。そして、一人暮らしが困難な要介護者が介護施設等で死亡するケースも増えてきている。こうした中、介護施設を運営する法人が入所者の特別縁故者として同人の相続財産の分与を請求し、その請求が全部認められた裁判例(後記第2)があるので、これを素材に問題状況を検討してみたい。

第2 高松高決平26・9・5金法2012号88頁

1 事案の概要

(1) Xは、重度の労働災害被災労働者のための介護付き入居施設の運営等を目的として設立された一般財団法人であり、厚労省からの委託事業として、宮城県において労災特別介護施設Pを、愛媛県において同施設Qを運営していた。

(2) 被相続人Aは、平成7年6月、稼働中に高所から転落して頸椎を損傷し、首から下の全身が麻痺する障害が残り、日常生活においてほぼ全介助が必要な状態となった。Aは、平成14年11月から同15年9月まで施設Pに入居し、その後、平成16年9月から平成22年8月26日に死亡するまで、施設Qに入居した。

上記施設の入居費用は、入居者の総収入額に応じて段階的に定められており、施設QへのAの入居費用は、平成16年9月から同20年4月まで月額16万円、同年5月から平成22年8月までは月額25万8000円であった。

(3) A死亡後、Xは、Aの財産から費用を支出して、Aの葬儀を行い、寺院に永代供養の手続をした。その後、Xは、Aについて相続財産管理人の選任を申し立て、平成26年1月、特別縁故者として相続財産の分与を申し立てた。

2 原審(松山家西条支審平26・5・2金法2012号92頁) 同裁判所は、Xが特別の縁故があると主張する事由は、いずれも労災特別介護施設と入居者との関係を超えた特別のものとは未だ認められないとして、Xの申立てを却下した。

これに対してXが即時抗告をした。

3 高松高決平26・9・5金法2012号88頁(本件決定) 本件決定は、次のように述べて、原審判を取り消し、Xを特別縁故者と認めて、相続財産の全部(預金及び現金合計約1890万円、腕時計2個、印鑑1個)を分与した。

「Aは、首から下がほぼ麻痺状態で、約6年間、本件施設に入居しており、その間、親族との交流があったとは認められず、本件施設において、日常生活についてはほぼ全面的な介護や介助などを継続的に受けて生活していた。…また、本件施設では、Aを適宜買い物やレクリエーションに連れ出すなどしていたほか、Aの実母が死亡した際には、その求めに応じて、葬儀や納骨、相続に関する手続などに便宜を図ったことが認められる。さらに、本件施設では、介護に関する被相続人独自のサービスの要求や無理な注文にも職員が辛抱強く対応してきており、…これらの事情によれば、被相続人は、本件施設において献身的な介護を受け、これによりほぼ満足できる生活状況であったことが認められる。」

そして、Xが相続財産の分与を受けた場合には、内規に従い寄附金収入として福利増進事業に使われる予定であること、相続財産管理人が分与に反対する意見を述べていないことなどの事情を総合考慮して、相続財産の全部をXに分与するのが相当であるとした。

第3 検討

1 特別縁故者制度の趣旨

戦前まで施行されていた旧民法(明治民法)親族・相続篇では、遺産相続については戸主を最後の相続人と定める(旧民法996条)など、相続人が存在しないことは稀であった。しかし、戦後改正された現行民法は、家督相続制度を廃止して遺産相続一本にシフトし、相続人の範囲も限定したため、明治民法に比

べて相続人が不存在という事例が増えることとなった。そのため、被相続人の扶養を受けていた内縁の妻や事実上の養子等は、相続権がなく、被相続人が遺贈する旨の遺言をしていないときは、生活が困窮する等の事態を招くことがあった。このようなことから、相続人がいない場合の遺産を国庫に帰属させるよりも、事実上相続人と同視しうる者あるいは遺言の機会があればその者に財産を分け与えたであろうと推測されるような被相続人と密接な関係があった者に対して相続財産を分与するのが社会政策的に妥当であり、被相続人の意思にも合致すると考えられた²。そこで、昭和37年の民法の一部改正により、特別縁故者に対する相続財産の分与制度が設けられた(このとき、民法959条も、特別縁故者に分与されなかった相続財産が国庫に帰属すると改められた。)

2 介護施設(又はその運営者)の特別縁故者該当性

(1) 特別縁故者として財産分与を受けるための要件

特別縁故者として財産分与を受けるためには、財産分与を申し立てた者が特別縁故者に該当し(特別縁故関係の存在)、そのことを前提に相続財産の全部又は一部をその者に分与すること及びその分与額・分与方法の相当性という2要件を充足する必要がある³。

(2) 特別縁故者の意義・範囲

民法958条の3第1項は、特別縁故者として、①被相続人と生計を同一にしていた者、②被相続人の療養看護に努めた者、③その他特別の縁故があった者の3類型を定めている。

各事例における特別縁故関係の有無の判断は、専ら裁判所による具体的・個別的判断に委ねられるが、その判断に当たっては、「抽象的な親族関係の有無、遠近ではなくて具体的・実質的な縁故の内容、濃淡」が基準とされる⁴。

なお、自然人以外に、法人、法人格のない社団・財団等の団体が特別縁故者となり得るかについては、特別縁故者制度の立法時から議論があったが、通説は肯定し⁵、裁判例でも、地方公共団体(名古屋家審昭48・2・24家月25巻12号44頁、大阪家審昭51・12・4家月29巻6号、浦和家秩父支審平2・6・15判時1372号122頁等)、学校法人(神戸家審昭51・4・24判時822号17頁、神戸家尼崎支審平4・3・17家月46巻7号48頁)、宗教法人(福島家郡山支審昭46・8・25家月24巻8号57頁)、社会福祉法人(松山家審昭54・2・21家月31巻10号84頁)

など、認められた事例が多い。

(3) 被相続人の療養看護に努めた者(上記②類型)

上記②類型の「被相続人の療養看護に努めた者」とは、実際には、上記①類型に該当する者が被相続人の療養看護に当たる場合が多いが、そうでない場合でも、近所に住んで頻繁に被相続人のもとに通い、食事や身の回りの世話をした者であるとか、被相続人が入院中に付き添ったり、病院に通って世話をした者などが該当するとされる⁶。

家政婦、看護師、介護ヘルパー等が被相続人の療養看護に当たることが少なくないが、これらの者は、職業として看護等に従事し、通常、被相続人又は医療機関・介護事業者から報酬を得ているので、原則として特別縁故者に該当せず、金銭的対価に応じた機械的奉仕をただけでなく、正当な報酬を上回るような献身的看護をした場合などの特別な事情がある場合に限って認められるとする見解が一般的である⁷。神戸家審昭51・4・24判時822号17頁は、これと同旨の見解に立ち、看護婦などとして正当な報酬を得て稼働していた者は原則として特別縁故者とは認められないが、申立人は、被相続人に依頼されて看護婦として2年以上も連日誠心誠意その看護に努め、その仕事よりは得ていた報酬を上回るものがあったとして、例外的に特別縁故者に該当すると認めた⁸。

(4) 介護施設の特別縁故者該当性(従前の裁判例等)

立法時の議論では、被相続人の世話をした養老院などの老人施設も特別縁故者になり得ることは肯定されていた⁹。裁判例でも、次のとおり、被相続人が死亡するまで入居していた老人ホームを特別縁故者と認めた事例がある。

【那覇家石垣支審平2・5・30家月42巻11号61頁】

被相続人は、死亡するまでの約14年間申立人老人ホームに入所していたが、そのうちの約8年間は激しい衰弱により、歩行、入浴、排便等において介助が必要であり、職員がその世話をを行い、死亡に際しては施設の職員が葬儀を行い、その後も施設の納骨堂に遺骨を安置し、供養を行っていた事案について、「身寄りのない被相続人としては、その機会があれば、世話を受けた申立人に対し、贈与もしくは遺贈をしたであろうと推認される。」として、特別縁故者と認めた。

3 本件決定に対する評価

(1) 前記2(2)によれば、本件のような一般財団法人であっても、Xを特別縁故者と認め得ることには

問題がないであろう(原審・本件決定も当然の前提としている)。

(2) しかし、前記2(3)のとおり、看護師等が報酬を得て被相続人の療養看護に努めた場合は、原則として特別縁故者には該当せず、正当な報酬を上回るような献身的看護をした場合などの特別な事情がある場合に限って特別縁故者と認められるとされている。これと対比すると、本件決定の結論及び理由づけには疑問がある。すなわち、Xは、(i) 自己が運営する専門施設において、業としてAの療養看護をしたこと、(ii) その対価として毎月相当な金額の入居費用を受領していること(Aが受けた療養看護の程度と入居費用が正当な対価関係にあるかについて、原審は、対価関係にあると判断している。なお、本件決定は「対価関係が認められるとしても、…特別縁故者に当たるものと認めるのが相当である。」としているが、一般的な見解・従前の裁判例に反するもので、採用できない)、(iii) 本件決定が摘示するAが受けたサービスの内容も、献身的な看護をしたとまで評価することはできないことに照らすと、本件において、Xを特別縁故者と認めることは相当でないというべきである¹⁰。前記2(4)のように、老人ホームを特別縁故者と認めた事例もあるが、これは推認される被相続人の贈与又は遺贈の意思を重視したものであり、本件とは事案が異なるといえる。

なお、本件のように、「重度の障害者を介護する施設が、障害者の死後とはいえ、入所者の財産を取得するという状況は、何らかのモラルハザードの萌芽を秘めているように思われる。」という指摘がある¹¹。

第4 終わりに

近時、身寄りのない高齢者はますます増加し、施設で死亡する者が増えることは確実である。一方、高齢者施設が乱立し、施設の運営は必ずしも順調ではないようである。そのようなことから、今後、施設(又は施設運営者)から、入所者死亡後にその相続財産の分与の申立てがなされる事例が出てくる可能性がある。裁判所には、入所者の受けたサービスの内容をきちんと認定し、それと入所費用との正当な対価関係等を精査する姿勢が望まれる。

者への相続財産分与の申立件数も平成27年は1043件と約1.3倍に増加している(最高裁判所事務総局「家庭裁判所の概況(1) - 家事事件 -」家庭の法と裁判9号[2017年]172頁)。

- 2 この制度が設けられた背景として、①特別縁故者となることが多い内縁配偶者や事実上の養子等の保護になるとともに、②欧米と異なり、遺言制度があまり普及していない我が国の現状にかんがみ、遺言ないし遺贈の補充的役割を期待されたことが指摘されている(松原正明『全訂判例先例相続法Ⅲ』[日本加除出版、2008年]311頁、潮見佳男『相続法[第5版]』[弘文堂、2014年]74頁等)。
- 3 今井理基夫「特別縁故者をめぐる諸問題」野田愛子ほか編『新家族法実務体系第3巻相続 [I]』(新日本法規、2008年)437頁
- 4 松原・前掲318頁、大阪家審昭57・3・31家月35巻8号129頁等
- 5 加藤一郎「民法の一部改正の解説(三・完)」ジュリスト251号(1962年)54頁、松原・前掲348頁、潮見・前掲74頁
- 6 今井・前掲438頁、松原・前掲337頁
- 7 阿川清道「民法の一部を改正する法律について」曹時14巻(1962年)4号64頁、加藤・前掲54頁、今井・前掲438頁、松原・前掲339頁
- 8 このほか、少額ながら家政婦代を得ていた元店員を特別縁故者と認めた事例(大阪高決平4・3・19家月45巻2号162頁)がある。なお、成年後見人について、「一般的職務の程度を超える親しい関係にあり、被相続人からも信頼を寄せられていたものと評価することができる」として、特別縁故者と認めた事例(大阪高決平20・10・24家月61巻6号99頁)がある。
- 9 加藤・前掲54頁
- 10 本山敦「介護施設が特別縁故者に当たるとされた事例」(本件判批)金商1486号(2016年)116頁
- 11 本山・前掲119頁。なお、本山教授は、「施設が特別縁故者としての財産の分与の『可能性』に着目すると、施設は、相続人(身寄り)がおらず、かつ、財産が多い高齢者・障害者を選び分けて入所させるようになりはしないかという危惧がある。」とも述べられている。

1 司法統計によれば、相続財産管理人選任等申立事件は、平成27年に18万9381件とこの10年間で約1.7倍となっており、特別縁故